

ご契約に当たって

本契約を交わすに当たっては、お申し込み書の内容を充分にお読みいただき、記入漏れがないかをご確認下さい。

なお、本契約は、「特定商取引に関する法律」が適用されますので、以下の記載内容をよくお読みいただきますようお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

本契約は、「特定商取引に関する法律」における「電話勧誘販売」に該当いたします。従いまして、お客様は、本契約申し込み後、「特定商取引に関する法律」に基づき、以下の通り契約解除（クーリングオフ）をすることができます。

- お客様が、電話勧誘販売でお申込み（契約）された場合、本書面を受領された日から起算して8日を経過するまでは、書面（下図参照）により無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- この場合お客様は、①損害賠償及び違約金を支払う必要はありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④役務の提供を受け又は施設を利用した場合など権利を行使して得られた利益に相当する対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- なお、政令で定める指定商品である健康食品・不織布及び幅が13センチメートル以上の織物・化粧品・毛髪用剤及び石鹸などについては使用又は消費した場合（ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。）は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

下図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、販売店あてに郵送して下さい。（簡易書留扱いが確実です。）

私は、令和〇年〇月〇日、貴社との間で締結した〇〇作品掲載（展覧会展示）の役務契約を解除します。

なお、私が支払った代金の〇〇〇円を、下記口座に振り込んでください。

また、私が貴社に預けた〇〇〇を速やかに返還してください。

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号 〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日

契約者 住所〇〇〇〇

氏名〇〇〇〇 印

住所 〇〇〇〇

〇〇会社 代表者 〇〇〇〇 殿

クーリング・オフ期間経過後の契約解除について

1. お客様の都合により契約解除する場合

クーリング・オフ期間経過後に、お客様の都合により、契約を解除される場合、以下の通り、キャンセル料（契約金額に下記の割合を乗じた額）を申し受けます。但し、「特定商取引に関する法律」の規定の上限を超えることはできない。

キャンセル料の内訳	出版物	発刊予定日より1ヶ月以内	100%
		発刊予定日より2ヶ月以内	50%
		発刊予定日より3ヶ月以内	20%
		契約成立後上記以前	実費相当額
	展示会	開催予定日より1ヶ月以内	100%
		開催予定日より2ヶ月以内	50%
		開催予定日より3ヶ月以内	20%
		契約成立後上記以前	実費相当額

2. 債務不履行等による契約解除

契約当事者に債務不履行（代金の不払い、役務の不履行など）があった場合、関係諸法令に基づき、契約を解除することができます。またその損害を賠償請求することができます。但し、「特定商取引に関する法律」が定める損害賠償額の上限を超えることはできない。

●お申し込みされる会社名

名称 株式会社国民みらい出版 代表者 代表取締役 小林義隆

住所 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂3丁目5番地1号 龍公亭ビル6階 電話 03-5206-3281